

主な指摘事項【共同生活援助】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録（個人日誌、日報等）について、サービスの提供を行った際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を記録すること。 サービスの提供の記録（個人日誌、日報等）について、すべての記録において利用者からの確認を得ること。 サービスの提供の記録（個人日誌、日報等）については一定の期間ごとに、また提供実績記録票についてはサービス提供の都度、利用者から自署または押印を受けること。	3件
運営	利用者負担額等の受領	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）については、利用者等の希望を確認した上で個別に提供される便宜に係る費用でなければならないことから、内訳を明らかにした上で運営規程において定め、かつ当該費用の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ること。	1件
運営	共同生活援助計画の作成等	アセスメント及びモニタリングに関する記録様式を明確に定め、これらを用いてサービス管理責任者がすべての利用者についてアセスメントやモニタリングを行い、適切な支援内容の検討や状況の把握、評価を定期的に行うこと。モニタリングについては少なくとも6か月に1回以上の頻度で行い、必要に応じて共同生活援助計画の見直しを行うこと。 アセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行い、アセスメント及びモニタリングの記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。 サービス管理責任者は担当者会議を必ず開催すること。その開催に際しては議事録を作成し、共同生活援助計画の原案について各担当者に意見を求めたことが分かる内容とすること。 担当者会議の議事録は、処遇会議等その他の会議録と混在しないよう明確に区別し、個々の共同生活援助計画に対応するものとして管理すること。	4件
運営	勤務体制の確保等	法人の理事長・役員であっても、管理者又はサービス管理責任者として配置されているものについては、その職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどしてその勤務体制を明確にしたうえで、月ごとの勤務表（出勤簿等）を作成し、その勤怠実績を明らかにすること。 雇用契約書にグループホーム業務に関する記載がない。 世話人、生活支援員を兼務する従業者について、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	非常災害対策	火災及び風水害、地震等の非常災害に対処するための具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、その実施内容を記録するとともに事業所において保管すること。	1件
運営	秘密保持等	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう誓約書を徴するなど、必要な措置を講ずること。	1件
運営	記録の整備	共同生活援助計画を含む利用者に対するサービスの提供に関する記録については、当該サービスを提供した日から5年間事業所において保管すること。	3件
運営	運営基準	すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。	1件
報酬	個別支援計画未作成減算	契約日から1ヶ月を超えても共同生活援助計画が策定されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上共同生活援助計画の見直しが行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。	2件
報酬	帰宅時支援加算	当該加算は、共同生活援助計画に基づき、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定するが、共同生活援助計画に内容が記載されていないものや、その位置付けの不十分なものが散見された。 利用者が帰省している間、当該利用者の居宅等における生活状況等を把握し、その内容について記録しておく必要があるが、その記録がないものが散見された。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	算定要件となるキャリアパス要件Ⅱのイニにおける資格取得のための支援の計画策定が実施されていないため、資格取得のための支援の計画を策定するとともに、作成した計画に関して全ての職員に周知すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	算定要件となるキャリアパス要件Ⅰのイにおける職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系についての整備が不十分であったため、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件